

独立行政法人労働者健康福祉機構業務方法書の一部改正について（概要）（案）

第 1 趣旨

勤労者予防医療センター及び産業保健推進センターの業務内容を見直すことに伴い、所要の改正を行うこと。

第 2 変更内容

1 勤労者予防医療センター関係

- (1) 勤労者予防医療センターを改組し治療就労両立支援センターとすること。(第 4 条第 1 項、第 1 6 条から第 1 9 条関係)
- (2) 作業関連疾患の発症の予防、職場復帰、治療と就労の両立に関する相談及び指導等に係る事例の収集・集積その他の情報の収集及び調査研究を行うこと。(第 1 6 条第 1 項関係)
- (3) 前項の業務により得られた情報等を医療従事者等に提供し、支援すること。(第 1 6 条第 2 項関係)

2 産業保健推進センター関係

- (1) 産業保健推進センターを廃止し、産業保健総合支援センターを設置すること。(第 4 条第 1 項、第 3 0 条及び第 3 1 条関係)
- (2) 事業主、産業医その他の産業保健業務を行うものに対する研修、相談その他の援助を行うこと。(第 3 0 条関係)
- (3) 産業医の選任義務のない事業主に対する援助を行うこと。(第 3 0 条関係)

- 3 その他所要の規定の整備を行うこと。(第 5 8 条第 1 項及び第 6 7 条第 2 項関係)

第 3 施行日

この業務方法書の変更は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行すること。